

り 災 証 明 書 等 交 付 申 請 書

平成 年 月 日

申請者氏名 印

申請者住所 安芸郡奈半利町

連 絡 先 0887-38-

代理人氏名 印

下記について、（ り 災 ・ 被災 ）しましたので証明をお願いします。

原 因	平成 年 月 日 午前・午後 時ごろ () による	
り 災 (被 災) 物 件 所 在 地	安芸郡奈半利町 番地	
り 災 状 況 (住 家)		
被 災 状 況 (非住家・動産)		
必 要 な 証 明 書	提出先と使用目的	枚数
☐ り 災 証 明 書		枚
☐ り 災 届 出 証 明 書		枚
☐ 被 災 証 明 書		枚

※裏の注意事項を読み記載してください。り災・被災の状況がわかるもの（写真等）も添付してください。

※この証明はり災・被災の状況を証明するものであり、損害額を証明するものではありません。

※動産についての被災証明に個別の資産一覧が必要な場合は裏の一覧に記載してください（任意様式でも可）。

-----（ここから下は記入しないでください）-----

上記のとおり、申請がありました。別添のとおり確認しましたので、証明書を交付してよろしいか伺います。

受付日	平成 年 月 日
-----	----------

交付日	平成 年 月 日
-----	----------

受付番号	☐ り 災 証 明 書 番
	☐ り 災 届 出 証 明 書 番
	☐ 被 災 証 明 書 番
添付書類	☐ 写 真
	☐ その他 ()

―――決 済 欄―――					
町長	副町長	総務課長	主管課長	課長補佐	係

《り災証明書等交付申請書の記載方法及び注意事項》

- ①申請者（代理人）は本人確認できる書類をお持ちください。また所有者・管理者・占有者でなくてもその同居の親族であれば委任状なしで証明書を発行できます。それ以外の方は、委任状の提出をお願いします。連絡先は、調査日時の連絡等に使用しますので、必ず連絡のとれる番号を記載してください。
- ②原因の欄には年月日と災害名を記載してください。
- ③所在地は、不動産であれば番地、動産は主たる所在地（車であれば車検証の所在地）を記載してください。
- ④り災証明は原則、住家（居住のための家屋）のみ発行し、それ以外の家屋（塙・倉庫・商店・工場など）は被災証明を発行します。非住家でり災証明が必要な方は別途申し出をしてください。また、り災状況や被災状況の欄には、できるだけ詳しく被害の状況を記載してください。申請の際に状況についてお伺いすることがありますので、説明できる方が申請においでください。
- ⑤動産（家財、車、機械等）の被災証明が必要な方は、下記の被災物件一覧に記載をしてください。
- ⑥必要な証明書のチェックボックス□にレ印を入れ、提出先と使用目的（保険金請求のため等）、必要枚数を記載してください。
- ⑦申請の際には、審査を迅速に行えるように写真や修繕の見積書などを提出してください。
- ⑧り災証明書の交付を希望されても、職員調査の前に修繕してしまうと、り災証明書を交付できないことがありますのでご注意ください。
- ⑨り災証明は、職員がり災物件の状況を判定してからの交付となります。交付までに日数がかかりますのでご注意ください。
- ⑩この証明書の申請の内容等に偽りや不正があった場合は、町長は直ちに証明事項を取り消します。その場合交付された証明書は迅速に町長に返却してください。
- ⑪この申請は、災害を受けた日から３０日以内に行うものとする。ただしやむを得ない事情がある場合は、理由書（任意様式）の提出により３０日を経過した後も受理することができる。

（（被災物件一覧））

名 称 等	数量	被害の程度	被害見積額	備考

※被災物件一覧はこの様式でなくても同様の内容を記載している任意の書類でもかまいません。